

(参考：改正後全文)

## 糖尿病に関する検査の取扱要領

### 第1 対象者

40歳以上のすべての者

### 第2 検査項目

#### 1 必須検査

(1) 問診

(2) 検尿 (尿糖検査)

(3) 血糖検査

#### 2 選択検査

ヘモグロビンA1c検査

### 第3 ヘモグロビンA1c検査の選択基準

1 原則として、血糖検査の結果が次のいずれかに該当する者に対して実施すること。

(1) 空腹時血糖値が次に該当する者

110mg/dl以上126mg/dl未満 (血漿又は血清)

(2) 随時血糖値が次に該当する者

140mg/dl以上200mg/dl未満 (血漿又は血清)

2 上記基準に該当しないが、糖尿病の自覚症状、既往歴又は家族歴を有する者、肥満の認められる者及び尿糖陽性の者等医師が必要と認める者についても、ヘモグロビンA1c検査を実施すること。

### 第4 各検査の実施方法

#### 1 問診

(1) 問診においては、前日及び当日の食事状況、当日の運動状況、糖尿病の自覚症状、既往歴及び家族歴等について聴取すること。

(2) 血糖検査が空腹時血糖であるか随時血糖であるか明らかにすること。

なお、8時間以上食事をしていない場合を空腹時とすることが望ましいこと。

(3) 項目は、問診票 (別紙) の例を参考とすること。ただし、自覚症状、既往歴及び家族等の項目については、基本健康診査に用いている既存の問診等を活用して差し支えないこと。

(4) 問診事項は、運動習慣や食生活等の生活習慣指導にも積極的に活用することが望ましいこと。

#### 2 尿糖検査

試験紙法で検査すること。

### 3 血糖検査

#### (1) 検体

- ① 静脈血の血清又は血漿しょうにより測定すること。
- ② 採血から血糖測定までに時間を要する場合は、次のいずれかの処理を行うこと。
  - ア 30分以内に血清を分離しておくこと（室温で10～12時間安定）。
  - イ 解糖阻止剤入りの採血管に採取しておくこと（室温で24時間安定）。
- ③ 採血時には、食後から採血までの時間を記録すること。

#### (2) 測定方法

原則として、酵素法等によることとする。

### 4 ヘモグロビンA1c検査

#### (1) 検体

静脈全血を用いること。検体は、ヘモグロビンA1c検査を実施する日に採血することが望ましいが、受診者の利便性を考慮し、血糖検査のために採取した検体を用いても差し支えないこと（解糖阻止剤入り採血管に摂氏4度で保存して1週間安定）。

#### (2) 測定方法

高速液体クロマトグラフィー法（HPLC法）、免疫法又はアフィニティークロマトグラフィー法等によること。

#### (3) 留意事項

赤血球寿命が短縮する溶血性貧血等の場合、ヘモグロビンA1c検査値は低値となるほか、肝硬変等でも低値となることから、評価に際しては留意すること。

## 第5 結果の区分

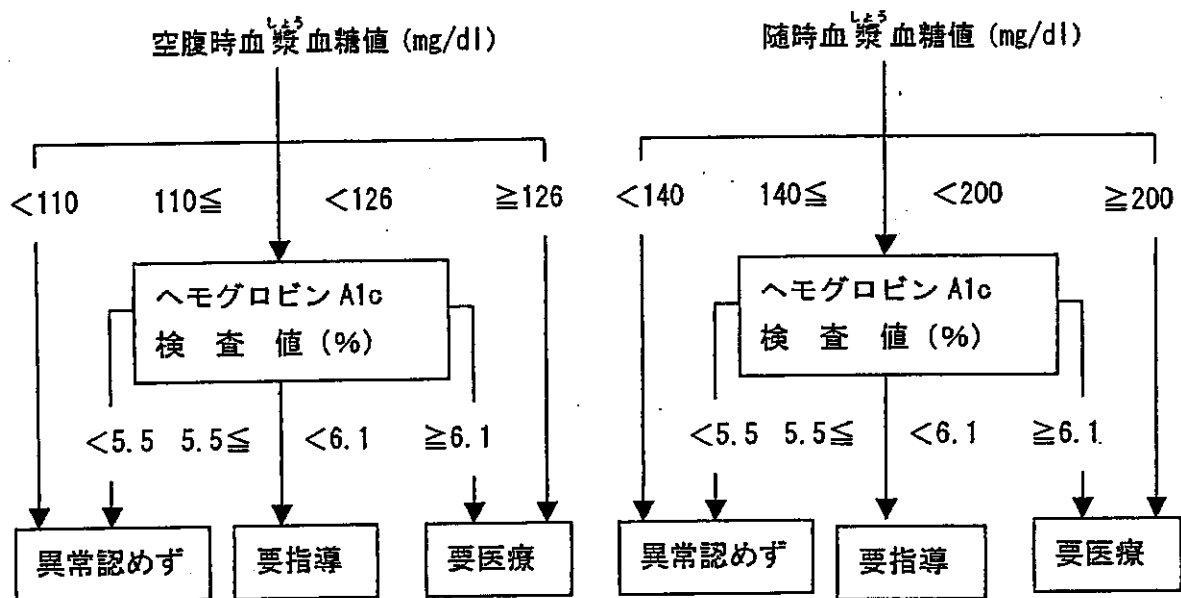
### 1 血糖検査及びヘモグロビンA1c検査による判定基準

指導区分	検査結果
異常認めず	血糖検査値が次の場合 空腹時血糖値 血漿 <small>しょう</small> 110mg/dl 未満 随時血糖値 血漿 <small>しょう</small> 140mg/dl 未満 又は ヘモグロビンA1c検査値 5.5%未満
要指導	ヘモグロビンA1c検査値 5.5%以上6.1%未満
要医療	血糖検査値が次の場合 空腹時血糖値 血漿 <small>しょう</small> 126mg/dl 以上 随時血糖値 血漿 <small>しょう</small> 200mg/dl 以上 又は ヘモグロビンA1c検査値 6.1%以上

(注) 血糖検査に用いる検体が静脈血清の場合の区分については、静脈血漿しょうの場合の判定基準によること。

ただし、上記区分は一応の目安であり、対象者の年齢、既往歴、糖尿病の症状又は尿糖の有無、肥満度、家族歴、検査実施時点の食後経過時間及び受診者の食生活等の要因を考慮して区分を決定すること（図参照）。

図 糖尿病検診の流れ（数値は検査値）



2 ヘモグロビン A1c 検査が実施できない場合の判定基準

地域の実施体制が整わない等の理由により、やむを得ずヘモグロビン A1c 検査が実施できない場合には、次の判定基準によること。

指導区分	検査結果 (単位 mg/dl)
異常認めず	空腹時血糖値 血漿 <sup>しょう</sup> 110 未満
	随時血糖値 血漿 <sup>しょう</sup> 140 未満
要指導	空腹時血糖値 血漿 <sup>しょう</sup> 110 以上 126 未満
	随時血糖値 血漿 <sup>しょう</sup> 140 以上 200 未満
要医療	空腹時血糖値 血漿 <sup>しょう</sup> 126 以上
	随時血糖値 血漿 <sup>しょう</sup> 200 以上

(注) 血糖検査に用いる検体が静脈血清の場合の区分については、静脈血漿 <sup>しょう</sup> の場合の判定基準によること。

ただし、上記区分は一応の目安であり、対象者の年齢、既往歴、糖尿病の症状又は尿糖の有無、肥満度、家族歴、検査実施時点の食後経過時間及び受診者の食生活等の要因を考慮して区分を決定すること。

#### 第6 その他

「保健事業第4次計画推進のための技術的事項に関する調査研究事業－糖尿病の指導区分に関する検討－」（平成13年3月財団法人日本公衆衛生協会）等を参考とすること。

別紙

糖 尿 病 検 診 問 診 票

氏名	生年月日	明・大・昭	年	月	日	年齢	歳
住所	身長		cm	体重		kg	
採血時間			午前・午後	時	分		

- 1 朝食は食べましたか。  
1 はい                      2 いいえ
- 2 朝食の量はどうか。  
1 いつもと同じ    2 いつもより多い    3 いつもより少ない
- 3 朝食を食べ始めてから採血までどのくらいの時間がありましたか。  
1 1時間以内            2 1時間～2時間    3 2時間～3時間  
4 3時間～4時間    5 4時間～5時間    6 5時間以上
- 4 早朝から何も食べていませんか（牛乳やジュース等の飲み物も含めて）。  
1 はい                      2 いいえ
- 5 何時間くらいものを食べていませんか。  
1 5時間以内            2 5時間～8時間    3 8時間～10時間  
4 10時間～14時間    5 14時間以上
- 6 昨夜はアルコールを飲みましたか。  
1 いいえ            2 少し（ビール小瓶1本、日本酒8勺程度）飲みました  
3 ビール大瓶1～2本程度飲みました。            4 深酒しました
- 7 今朝、何か運動しましたか。  
1 はい                      2 いいえ
- 8 次の自覚症状がありますか  
1 口渇            2 多飲            3 多尿            4 夜間頻尿  
5 尿異臭            6 全身倦怠感
- 9 今、医療機関にかかっていますか。  
1 いいえ                      2 はい
- 10 どんな病気で治療を受けていますか。  
1 糖尿病            2 肝臓病            3 循環器の病気    4 関節痛  
5 その他（                      ）
- 11 治療中の病気に対する薬の名前がわかれば教えてください。  
1 わからない            2 薬剤名（                      ）
- 12 胃の手術をうけたことがありますか。  
1 いいえ                      2 はい
- 13 家族に糖尿病の人がいますか。  
1 はい（1父 2母 3兄弟・姉妹 4祖父母 5子供 6その他）  
2 いいえ

平成12年3月31日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
保健所設置市(区) } 老人保健主管部(局)長 殿

厚生省老人保健福祉局老人保健課長

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」  
の一部改正について

標記については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成10年3月31日老健第64号）により通知したところであるが、今般、同通知中の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」の一部を次のとおり改正し、平成12年4月1日から適用することとしたので、改正内容を十分御理解の上、標記事業の実施に際し、参考とされたく特段のご配慮をお願いします。

1 第1を次のように改める。

第1 目的

がんは、わが国における総死亡の約3割を占めており、全がん死亡率は現在も増加傾向にある。一方、予防に関する知識の普及や早期発見を通じて、がん予防が期待されるものも少なくないことから、がん予防重点健康教育及びがん検診を実施し、がん死亡を減少させることを目標とする。

2 第2中2を削り3を2とし、4を3とし、5を4とし、3を次のように改める。

3 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」（平成12年3月31日老健第334号厚生省老人保健福祉局長通知）の別添「保健事業実施要領」の第3健康教育等に準ずるものとする。

3 第3の1の(3)中「ただし、総合がん検診」を「ただし、乳がん検診（乳房エックス線検査を行う者に限る）については、原則として同一人について2年に1回行うものとする。なお、総合がん検診」に改め、同2の(1)中「最も重要な」を「重要な」に改め、同4の(1)を次のように改める。

(1) 目的

肺がんは、わが国のがんによる死亡の1位を占め、今後も増加傾向にあるものと予測されている。したがって、肺がんの予防はがん予防対策上重要な課題であり、その二次予防として、肺がんを早期に発見するために、肺がん検診を実施する。

4 第3の4の(9)を次のように改める。

(9) 肺がんの予防についての指導

喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。したがって、検診や肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に対しては喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙についての教育・指導を推進する。一方、若年層に対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに関する正しい知識等の啓発普及を図るよう努めるなど、防煙・禁煙・分煙にわたる、総合的なたばこ対策の推進を図るよう努める。

5 第3の5を次のように改める。

## 5 乳がん検診

### (1) 目的

乳がんの罹患率及び死亡率は、年々増加している。乳がんは、早期に発見し、治療を行えば予後は良好である。乳がん検診は、乳房に発生するがんを早期に発見するために実施する。

### (2) 検診の実施

検診項目は、50歳未満の対象者については、問診並びに視診及び触診（以下、「視触診」という。）とする。

50歳以上の対象者については、原則として、問診、視触診及び乳房エックス線検査とする。視触診と乳房エックス線写真の読影は、両者を同時に実施することを原則とするが、当面の間についてはその限りではない。

#### ア 問診

問診に当たっては、乳がんの家族歴、既往歴、月経及び妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診受診状況等を聴取する。

#### イ 視診

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。

#### ウ 触診

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

#### エ 乳房エックス線検査

(ア) 別紙に規定する基準に適合した実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。

(イ) 乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下において、二重読影（うち1名は十分な経験を有する医師であること）により行う。

### (3) 結果の通知

検診の結果については、問診、視触診及び乳房エックス線検査（ただし当該検査を実施した場合に限る。以下同じ。）の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

### (4) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、視触診及び乳



乳房エックス線検査の結果、精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録を合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録するものとする。

(5) 検診の実施体制

乳がん検診の実施に当たっては、精度管理等の検診の実施体制の整っていることを要件とする。

特に、乳房エックス線検査については、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、市町村は、保健所、地域医師会、受託実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制及び実施可能性を勘案した上で、その導入について判断するものとする。

また、都道府県に設置されている成人病検診管理指導協議会乳がん部会は、検診が適切な方法及び精度管理の下で円滑に実施されるよう、広域的な見地から地域医師会、受託実施機関、精密検査機関等関係者と調整を行う。

(6) 乳がんの予防についての指導

乳がんは二次予防としての自己検診が可能ながんであり、その効果も高い。したがって、乳がん検診の場で受診者に対し、定期的な検診受診の重要性だけでなく、乳がんの自己検診の方法、乳がんに関する正しい知識等について啓発普及を図るよう努める。

6 第3の6の(1)中「による死亡の2位(男性3位、女性1位)」を「患者数の1位」に改め、「予想」を「推計」に改め、同9を次のように改める。

9 その他の事項については、「保健事業実施要領の全部改正について」の別添「保健事業実施要領」の第5健康診査等に準ずるものとする

7 別紙の3を次のように改める。

### 3 乳がん検診

#### (1) 検診の実施

##### ア 対象者と検診間隔

50歳未満の対象者に対しては、原則として同一人につき年1回検診（問診及び視触診によるもの）を実施するものとする。

50歳以上の対象者に対しては、同一人につき2年に1回検診（問診、視触診及び乳房エックス線検査によるもの）を実施することを原則とするが、地域の実施体制等を勘案して乳房エックス線検査を実施しない場合にあつては、引き続き、同一人につき年1回検診（問診及び視触診によるもの）を実施する。

##### イ 検診の実施方式

乳房エックス線検査を実施する場合には、原則として、乳房エックス線写真の読影を行いながら視触診を実施するものとする（両者を同時に行うのは、本項のオの（ウ）にいう2名の読影者のうちの1名で差し支えない。）。ただし、地域の実施体制が十分でない場合には、当面の間につき、視触診と乳房エックス線写真の読影を別の実施機関において行うことも差し支えない。

なお、実施方法を定めるにあつては、受診者の利便に配慮するとともに、検査結果を速やかに受診者に通知する等、検診の円滑かつ適切な実施に支障をきたすことのないように努める。

##### ウ 視診の留意点

視診に当たっては、乳房の対象性（大きさ及び形）、乳房皮膚の陥凹、膨隆、浮腫及び発赤、乳頭陥凹並びに乳頭びらんの有無について観察する。

##### エ 触診の留意点

触診は、指腹法、指先交互法等により、両手で乳房の内側から外側（又は外側から内側）に、かつ、頭側から尾側に向かって、乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行う。

##### (7) 乳房の触診

腫瘍、結節及び硬結の有無、性状等を診察する。

(イ) リンパ節の触診

腋窩リンパ節及び鎖骨上窩リンパ節の腫脹の有無、性状等を診察する。

(ウ) 乳頭の触診

乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する。

オ 乳房エックス線検査の留意点

(ア) 実施機関の基準

乳房エックス線写真の撮影の実施機関は、当該検査を実施するに適切な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしているものとし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たすことが必要である。）を備えるものとする。

なお、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会及び日本医学物理放射線学会により構成される委員会をいう。以下同じ。）が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

(イ) 乳房エックス線写真の撮影について

前項に規定する撮影装置を用いて、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。内外斜位方向撮影を補完する方法として、頭尾方向撮影を追加することは差し支えない。

(ウ) 乳房エックス線写真の読影について

読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等読影環境を整えた上で、視触診と同時併用で読影を行い、更に十分な経験を有する医師（マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了していることが望ましい。以下同じ。）による読影を行うことを原則とする。視触診と同時併用で読影を行うことができない場合においても、2名以上の医師（うち1名は、十分な経験を有すること）が同時に又はそれぞれ独立して読影するものとする。

読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

(エ) 機器等の品質管理について

実施機関は、撮影装置、現像機、シャウカステンその他の当該検査に係る機器等について、日常的かつ定期的な品質管理を行わなければならない。

(オ) その他

上記(ア)から(エ)の詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の精度管理マニュアル」(厚生省老人保健推進費等補助金・マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する研究班・平成12年1月)を参考とする。

(2) 指導区分等

指導区分は「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

ア 「要精検」と区分された者

医療機関において精密検査を受診するよう指導する。

イ 「精検不要」と区分された者

次回の検診受診を勧めるとともに、乳房の自己検診に関する指導をする。

(3) 記録の整備

精密検査の結果がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等について記録する。

また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

(4) 検診の実施体制

乳がん検診に必要な実施体制は、次のとおりである。

ア 検診実施市町村の所在する都道府県に、成人病検診管理指導協議会乳がん部会が設置されていること。

イ 成人病検診管理指導協議会乳がん部会に届出がなされ、かつ、乳がん検診に関して一定の研修・講習等を受ける等乳がん検診に習熟した検診担当医が確保されていること。

ウ 乳がん検診の結果「要精検」とされた者について、精密検査の受診結果等が記録され、その記録が成人病検診管理指導協議会乳がん部会に報告される体制にあること。

エ その他精度管理に関する事項が適切に実施できること。

## 8 別添様式中「異常認めず」を「精検不要」に改める